

和光市被保護者健康管理支援事業業務委託仕様書

発注者が受注者に委託する業務内容は次のとおりとする。

1 委託業務名

被保護者健康管理支援事業業務

2 目的

生活習慣病の発症予防・重症化予防対象者等の選定及び保健指導を実施し、生活習慣の改善や、適切な医療機関の受診・服薬管理等を行うことにより、被保護者の健康や生活の質の向上を図ることを目的とする。併せて医療費の軽減と医療扶助等の適正化を目的とする。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託場所

和光市広沢1番5号 和光市役所生活支援課及びその他市が指定する場所

5 業務内容

(1) 年間の事業計画書及び事業報告書、その他の書類の作成

ア 受注者は、年間の事業実施計画書を作成し、速やかに発注者に提出する。なお、提出後に内容等に変更が生じる場合には、事前に発注者に承認を得ること。

イ 事業実施計画には、次の事項を記載すること。

① 事業実施体制

担当者の氏名、役割、資格、連絡体制(緊急時を含む)等を記載したもの。

② 年間実施のスケジュール

③ その他発注者が必要とする事項

ウ 受注者は、年度の事業実施結果をまとめた事業報告書を作成し、速やかに発注者に提出する。なお、次年度に向けた課題等を併せて記載すること。

エ 上記のほか、受注者は、発注者の指示に基づき適時必要な書類を作成し、提出すること。

(2) 対象者の選定

発注者が作成した、次のアからオまでのリストを確認し、今年度の支援対象者を受注者と協議し選定する。

ア 福祉検診受診勧奨対象者リスト

イ 医療機関受診勧奨(医療機関未受診者、治療中断者)対象者リスト

ウ 保健指導・生活支援対象者リスト

エ 頻回受診指導対象者リスト

オ 他法活用支援対象者リスト

(3) 支援対象者への支援実施

受注者が(2)で選定したア～オの対象者に対して、地区担当員と相談した上で、架電・面談・訪問・通院同行等により該当する支援を実施する。

(4) 事業の周知

受注者は、チラシ等により本事業の周知に努めること。

(5) 地区担当員への協力

地区担当員からの被保護者に対する医療分野における質疑に誠実に回答すること。

(6) 業務日数及び業務時間

業務日数は、原則1週間に2日とし、年間88日以上行う。業務時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。ただし、指定した日が休日であった場合等は、これを変更することがある。また、支援対象者の通院同行などにより指定した曜日に実施する必要がある時には、出来る限り支援できるよう柔軟に対応すること。

6 実施体制

5に定める業務に従事する者(以下「従事者」という。)は、受注者及び受注者の雇用する者とする。また、受注者は、次の要件に該当し、業務を適正に遂行できる職員を配置し、速やかに発注者に名簿を提出すること。

(1) 健康管理支援員 1名

保健師資格を有するものであること。

(2) 管理責任者 1名

管理責任者は、業務実施に当たり、受注者を代表して対応するほか、業務全体のマネジメント及び発注者との連絡調整等を行う。また、毎月1度市担当者と打ち合わせを行い事業が円滑に実施されるよう誠実に対応すること。なお、管理責任者は健康管理支援員を兼務することはできないこととする。

7 報告

受注者は、発注者に対して、業務に係る進捗状況を、発注者が指定した期日（毎月）までに、発注者が指定する手段で報告すること。

8 委託料

委託料には、次のものが含まれる。

- (1) 人件費
- (2) 消耗品費
- (3) 交通費
- (4) 通信費
- (5) その他事業に係る費用

9 委託料の支払

発注者は、受注者から業務実績報告書及び請求書を受領した日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

10 特記事項

- (1) 受注者は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する法令等の内容を把握し、特に個人情報の保護並びに漏洩防止に関しては徹底を図ること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを業務以外に使用してはならない。また業務に係るデータの紛失等が決してないよう、厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。また、業務の委託が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏洩に関しては委託期間外でも責任を負うこととする。
- (3) 発注者は、受注者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 発注者は、業務中における従事者の事故については一切責任を負わない。
- (5) その他、契約書に添付する「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

11 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。